

農村地域における農の福祉力を活かした 新たな障がい者雇用ビジネスモデル

～都市企業による特例子会社および株式会社における取組み～

調査研究部 濱田 健司

本稿では、農村地域における障がい者雇用について、2つのビジネスモデルを紹介する。一つは特例子会社¹による作業請負・生産物販売（購入）モデルであり、もう一つは株式会社（子会社）による遊休地・耕作放棄地を活用した農業生産・福利厚生モデルである。

これらは、いずれも都市企業による新たな障がい者雇用ビジネスモデルであり、都市地域の企業と農村地域の障がい者、農家等が結び付いた、新たな雇用、農業のあり方を示唆するものとなっている。

以下、それぞれの取組みについて報告する。

I. 都市の企業による作業請負・生産物販売（購入）モデル

1. 特例子会社ひなりの概要

特例子会社ひなり（以下、ひなりとする）の親会社は東京に本社を持つIT企業・伊藤忠テクノソリューションズ株式会社（以下、CTCとする）である。ひなりはCTCグループのCSR（企業の社会的責任）、ダイバーシティ²推進のために平成22年4月（5月に特例子会社と認定）に設立された。

従業員は32名、うち障がい者は24名となっている。身体・知的・精神障がい者が雇用されている。

親会社から業務移管したグループ会社の社員向けマッサージ、オフィス美化清掃、衣類等の洗濯を行う既存事業と、ひなりの設立にあたりCTCグループではじめて取り組む農業分野の事業である農業付帯の軽作業の請負および農産物販売を行う新規事業の2つのコア事業がある。農産物販売については農作業を請け負った農家の生産物をグループ会社向けに一部販売（購入）している。今後は農家の生産物をより多くグループ会社内で消費（購入）していく予定である。

既存事業は親会社の就労環境充実に目的とするため、東京（本社）を中心に事業をすす

1 特例子会社は、障がい者の雇用を目的に、企業が設立する子会社である。「障害を持つ従業員が5人以上で、全従業員に占める比率が20%以上」などの要件を満たせば、全国各地のハローワークを通じて厚生労働省が設立を承認する、障がい者雇用を促進するための障害者雇用促進法により位置づけられる。企業グループのそれぞれの子会社で障害者法定雇用率1.8%（一般に56名以上の従業員を雇用する民間企業は従業員に占める障害者を1.8%以上雇用しなければならない）の達成が困難であっても、障がい者を雇用する専門の子会社（特例子会社）をつくり、認定を受けることができれば、それぞれの子会社の障害者法定雇用率が達成されることになる。

2 多様性という意味で、企業が人種・宗教・障がい・国籍・性・年齢等を問わずに多様な価値観や人材を活かすことを意味する。

めている。新規事業については農業を行うため、比較的農業分野での障がい者雇用が先行している静岡県政令指定都市の浜松市に事業所を開設し、取り組んでいる。

2. 農業分野への取組み

本取組みは、①農家等とともに安心・安全な生産物を生産・販売する「協働」、②都市地域と農村地域間等における資源の「循環」、③地域との連携、④企業のコスト削減の4つを基本理念としている。

本事業は「三方も四方も良し!!」という(1)農業経営者・農業界にとっての価値、(2)地域社会にとっての価値、(3)障がい者にとっての価値、(4)企業にとっての投資価値を生み出すものとして位置づけられている。

都市地域の企業が、直接農業生産を行うのではなく、従業員を現地で採用し、農家の高齢化、担い手不足による労働力を補うものである。企業が農家等から作業請負を行い、生産物を購入することを通じて、農家等との直接取引により購入コストを削減している。また、生産者の顔やこだわりがわかる生産物を社内販売することにより社員の福利厚生につなげ、障がい者の雇用を創出する、「農」を核とした都市地域と農村地域を結ぶ新たな連携モデルでもある。

ひなりは、浜松駅より車で20分ほどの浜松市郊外に作業スペース（1階）を併設した事務所（2階）を拠点にし、複数の農家の作業を請け負っている。

提携農家を複数持つことで、周年で作業を確保し、親会社食堂向けのコメ、社内販売向け果樹や野菜などの販売品目の充実を目指している。機械化できない、手間のかかる作業や労働力が集中して必要な農繁期の作業を、ひなりが単に請け負うだけでなく、農家がさらに重要な部分の農業に集中できるよう業務提案することや、グループ会社という確実な販売ルートを確保することで、農家のより安定的かつ効率的な収益確保の実現を目指している。

現在、提携農家の生産したお茶を粉碎した給茶機原料を親会社内の給茶機へ供給している。これにより、親会社、グループ会社は調達にかかるコストを大幅に削減し、グループ会社の従業員は、生産者までたどることができるお茶を飲むことが可能となった。

また、今年6月のCTCグループ株主総会用ノベルティとして、当該提携農家のお茶を使ったオリジナル商品を配布した。

3. 障がい者雇用への取組み

ひなりの農業分野における障がい者雇用の取組みについてみていく。

ひなりはハローワーク等で公募し面接を行い、2ヶ月間の県の事業主委託訓練後³、農業にかかる障がい者の適合性を判断する。さらに、3ヶ月のトライアル雇用⁴（通常の試用期間と同じ位置づけ）を経て、正式採用となる。

ひなりでは現在、3名の障がい者をトライ

3 ハローワークを通じて、職場に求職者を訓練生として受け入れる制度（標準3ヶ月間）である。訓練期間を通じて、企業・求職者間の雇用ミスマッチを解消することを目的とし、OJT方式のカリキュラムを実施する。訓練期間中は事業主に対し、県から訓練委託費が支給され（訓練期間中、事業主による賃金等の支払いの必要はない）、訓練生は県にて労災保険に加入する。訓練生の受講料は無料である。

4 紹介された事業所で働き続けることができるか不安のある障がい者のために、3ヶ月間、事業主に試用雇用の形で雇ってもらい、試しに働くことができる制度である。また、これは障がい者の雇用に関する知識や経験がないことなどにより雇用をためらっている事業主のための制度でもある。静岡県では奨励金を、事業主へ対し、受け入れ対象者1人当たり1ヶ月最高5万円支給している。

アル雇用しており（9月には正式採用予定）、本年は3回ほど公募し、合計で10～12名程度の採用を予定している。

3名は、知的障がいと精神障がいを抱える20代と30代の現地の障がい者である。また、業務を統括する管理者として、第2号ジョブコーチ（職場適応援助者助成制度にもとづく、定められた養成研修を修了した、企業が自社で雇用した障がい者を支援する者）等の資格を持つ現地の健常者3名を社員として雇用している。

週休2日制を基本とし、現在は土日休みとしているが、請負業務の状況によっては変更することとしている。

トライアル雇用を試用期間の代替としており、トライアル雇用期間中も正式採用と同様の処遇で、有給休暇、福利厚生も付与されている。賃金は県の最低賃金を上回っている。

作業実施にあたっては、障がい者3～4名に対して、管理者の健常者1名の体制をとっている。作業の主役は障がい者として、管理者は作業遂行のフォロー、サポート、作業分解（障がい者が作業しやすいように作業の工程を細かく分けること）を実施している。また、管理者は農家の要望を聞き取り、スケジュール・人員配置・請負作業の分解表の作成などにかかる農家との調整、さらには農家の事業運営にかかる文書化支援に取り組んでいる。

現在行っている農作業は、果樹園「スズキ果物農園⁵」での草取りや摘花の補助作業、水田での育苗箱洗浄や田んぼのゴミ拾い、野菜の摘心や収穫などとなっている。今後は、施設園芸の出荷調整・包装、お茶農家での蔦取りや茶工場清掃等の受託を予定している。

水稲生産は一般的には機械化されており、肉体的・補助的作業は少なくなっているが、比較的大規模な作付面積の場合、多くの細かな補助作業が発生することから、農家にとっては大きな助けになっているとのことである。

また、障がい者が入ってくることは、農家にとってははじめは不安であったが、実際に作業をしてもらうと安心して任せることができたり、障がい者とふれあうのは楽しいという声も聞かれるとのことである。

現地の福祉施設とは、就職後のフォローにかかる就労支援や生活相談などで連携をしている。

4. 新たなビジネスモデル1のまとめ（図1）

(1) 都市の企業による作業請負の取組み

農業とは関わりのなかった都市の企業が、現地に事業所を開設し、担い手不足となっている農家等の農作業請負による農地管理を行う取組みである。

(2) 親会社・グループ会社による生産物の購入

特例子会社の親会社でもある、従業員を多く抱える企業（CTCグループ全体で従業員数約7,200名）が安定販売先となり、農家・農業法人および特例子会社の安定収益確保を実現する取組みである。

5 濱田健司「社会福祉法人（福祉組織等）と農家等の連携による障がい者派遣の取組み」『共済総研レポート』（平成20年10月）、32-33頁を参照。本レポートでは、地元の社会福祉法人から農家へ派遣される知的障がい者の契約事例として取り上げた。

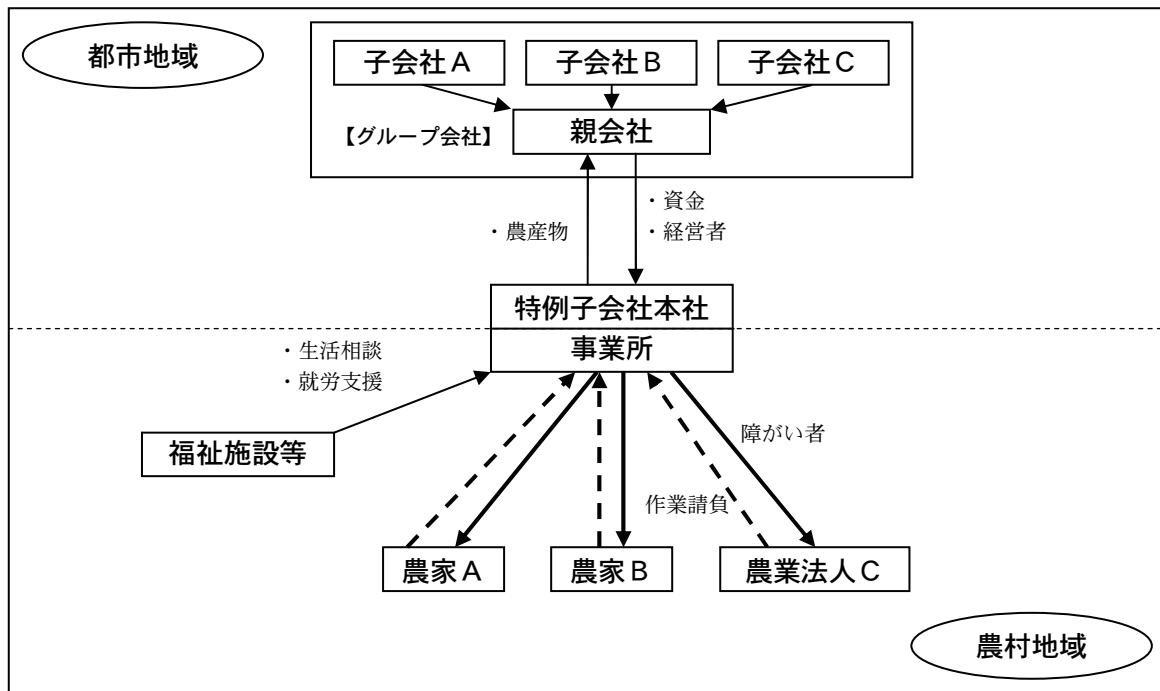


図1. ビジネスモデル 1

II. 都市の企業による遊休地・耕作放棄地を活用した農業生産・福利厚生モデル

1. 株式会社A社の概要

A社は、東京の大手健康関連企業の子会社で、X県Y市の農村地域に平成21年3月に設立された。親会社は心身の健康を企業理念とし、食を含めた健康の維持・増進が重要であることを提唱し、自ら農場をつくった。さらに無農薬・高品質の野菜を生産・販売することを目指し取り組んでいる。

事業所はX県（本社）と東京（事務局）にあり、従業員数は16名となっている。うち10名が障がい者である。

A社は農家から遊休地・耕作放棄地を借りてビニールハウスを建て、農業生産を行っている。

2. 農業生産への取り組み

A社では農業生産への取り組みにより、地域・障がい者・企業のさまざまな課題解決に取り組むことを目指している。

一つは農業分野における遊休地・耕作放棄地問題、農業後継者問題、生産性向上問題。二つには地域における新規事業の創出、雇用の創出、地域経済の発展。三つには福祉分野における障がい者就労問題、障がい者自立問題。四つには企業における障害者法定雇用率の達成、社会貢献活動などである。A社はこれらを解決するための新たなビジネスモデルの構築を目指して、「基本構想」を策定した。

本プロジェクトは平成20年より開始され、現在、地域の遊休地・耕作放棄地を利用し、農業生産に取り組んでいる。

プロジェクトは、農地所有者あるいは地域の関係各機関の協力のもと、A社が遊休地・耕作放棄地を有効活用し、企業投資による最

新技術を導入した農業生産を行い、収益性が高く、かつ、障がい者等の新たな雇用を創出する都市地域と農村地域を結ぶ新たな連携モデルである。また、広く他企業の追随を促す取組みとしても位置づけられている。

(1) 遊休地・耕作放棄地の有効活用

平成21年よりX県Y市において遊休地・耕作放棄地の整地作業を開始し、農業経験のない者でも取り組みやすい水耕栽培を行っている。

(2) 水耕栽培

いわゆる太陽光利用型の植物工場の一つである水耕栽培を行い、安定的かつ効率的な生産による高収益周年栽培を実現し、恒常的な安定した障がい者の就労機会を創出している。

主な生産物はコマツ菜で、生産期間の短い品種と長い品種を組み合わせる生産している。

農地面積は300坪、ビニールハウス3棟、1日の収穫量は80kg・年間24作（月間2作）で年25～30tを収穫している。

(3) 生産物流通

現在、協力店として都市地域の9店舗の飲食店などを中心に出荷している。単独で流通ルートを開拓し、中間流通は介入していない。また、楽天市場でも一般消費者へ販売している。輸送にあたっては宅配便等を活用している。

(4) 認証制度

生産した農産物を購入しているお店を対象に、障がい者が生産したものを消費する社会貢献プロジェクト参画のお店として認定証を発行している。

(5) 農業体験による福利厚生

親会社および他企業の従業員の福利厚生として、水耕栽培にかかる農業体験・研修を受け入れている。

3. 障がい者雇用への取組み

A社は、ハローワーク等一般の公募により地元の障がい者を中心に採用し、知的障がいおよび精神障がいを抱える障がい者10名が従事している。

賃金はX県の最低賃金を上回っている。

営業は一年中で、休みは交代制で週2日を基本としている。

地元の福祉施設からは、就労や生活相談にかかる支援を受けている。

4. 新たなビジネスモデル2のまとめ(図2)

(1) 都市の企業が農業生産を行う遊休地・耕作放棄地を活用した取組み

農業とは関わりのなかった都市の企業が投資し、現地に子会社(株式会社)を立ち上げ、現地の農家から土地を借り、そこへ施設・生産資材・労働力を投入することにより、直接農業生産を行う取組みである。

取組みの当初は、農家や住民や関係組織等の地域の理解を得ることが難しかったとのことである。

(2) 農業体験による福利厚生

企業の福利厚生としての農業体験・研修を受け入れる、農業生産が福利厚生としての価値を提供する取組みである。

実際に農業生産に従事することで、職員のレクリエーションやリラクセスに効果があるとのことである。

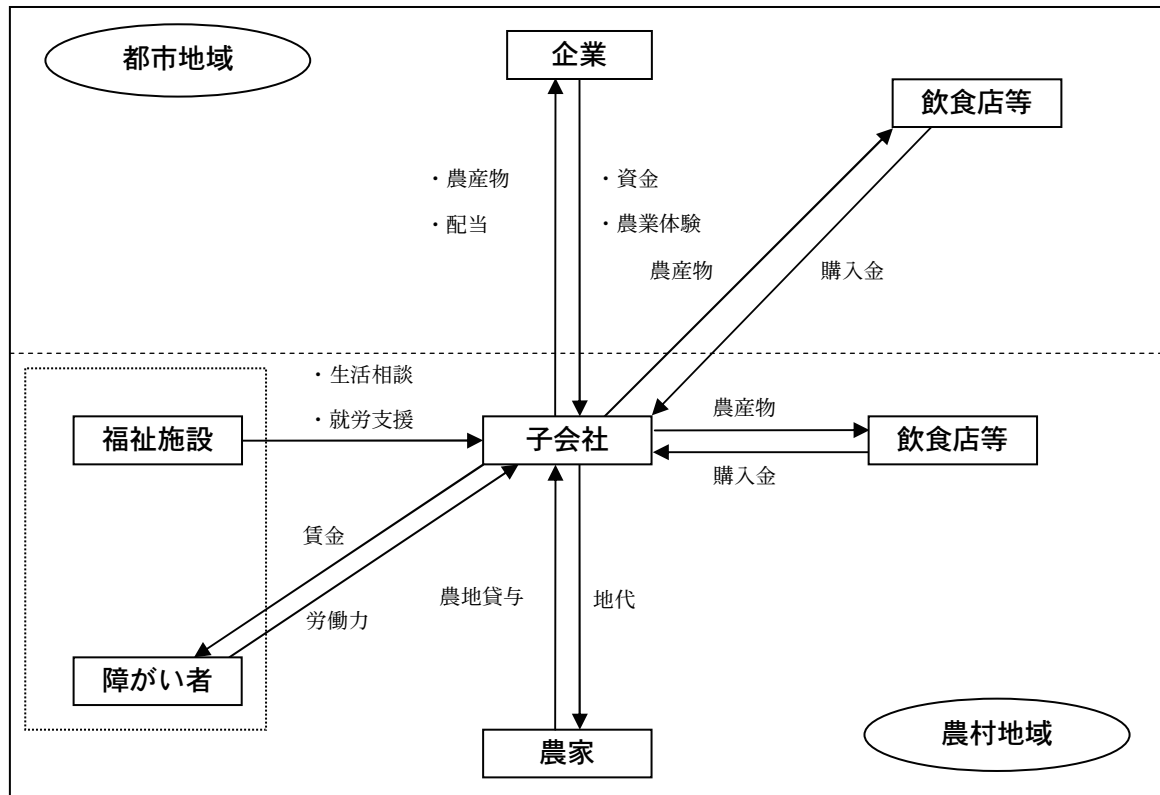


図2. ビジネスモデル2

Ⅲ. 本取組みによる課題解決への貢献

2つの取組みは、都市地域と農村地域を結ぶ新たなビジネスモデルであり、障がい者だけでなく、健常者の雇用にもつながる、新たな農業および農地管理のモデルでもある。

都市地域では、企業は①障害者法定雇用率が未達成であること、②従業員の心身のケア（福利厚生）、消費者は③安全な顔の見える食料・国産農産物の入手が課題となっている。

また、農村地域では、農家は、④後継者・担い手不足、⑤販売先の確保、⑥収益の確保、⑦そのための高付加価値商品の創出、⑧一層の業務効率化、⑨コスト削減、⑩遊休地・耕

作放棄地の増加、障がい者は、⑪就労の場確保、⑫自らの能力の発見と伸長、⑬経済的および社会的自立、地域は、⑭健常者の就労の場確保、⑮地域経済の活性化、⑯新たな農業・農村における価値創造などが課題となっている。

これらの取組みはこうした都市地域と農村地域の課題解決に大きな役割を果たしているといえる（図3）。他の農村地域においても、また都市地域の他の企業にとっても参考になるモデルであろう。

さらに事業収益に加え、企業が障害者雇用調整金を考慮するならば、障がい者へより高い賃金支払いを実現できるであろう⁶。

6 障害者法定雇用率未達成の事業主は、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて1人につき月額5万円の障害者雇用納付金を納付しなければならない（平成22年7月より従業員数201名以上の事業主、平成27年からは101名以上の事業主も対象）。つまり、仮に企業がこの制度を考慮して5万円を直接障がい者へ支払うことにすれば、加えて収益の一部から通常の労賃を支払うならばより高い賃金を障がい者へ支払うことが可能になる。また、法定雇用率を達成している事業主に対し、この納付金を原資にした「障害者雇用調整金」が支給される。法定雇用者数を上回る人数1人につき、2.7万円が支給される。

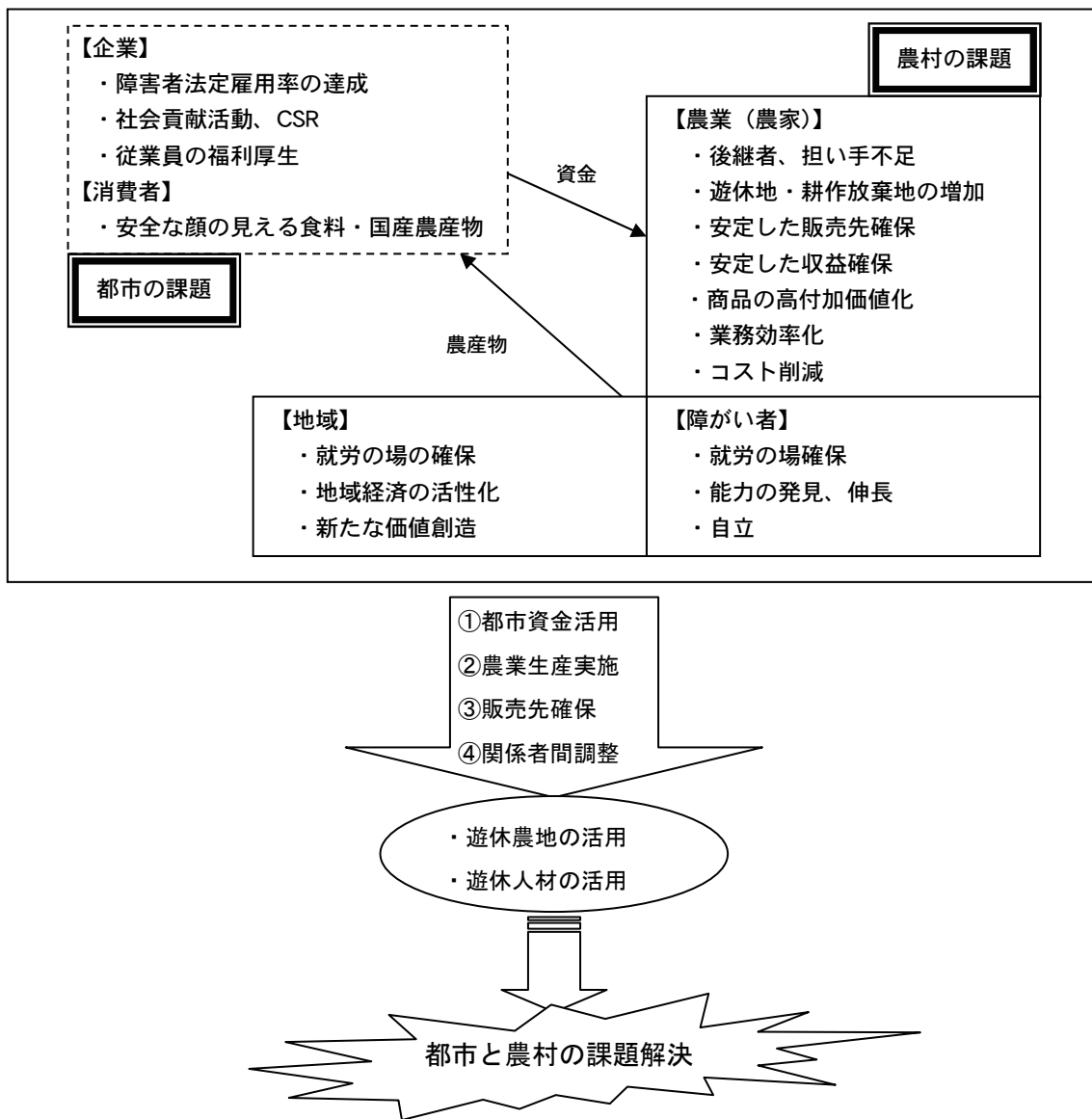


図 3. 都市と農村の課題と解決モデル

IV. 今後の展望

1. 特例子会社ひなりの展望

ひなりは、今後、地域の農家や農地管理の担い手となることや、さらなる障がい者雇用の実現を目指している。

そのために、①障がい者の周年雇用（雨の日の内作業として、事業所の1階の作業スベ

ースを活用した農産物の選別やパッケージ等の作業の実施など）②農家の経営支援（農家の生産履歴管理・文書化などを通じた品質保持・集中管理の実現と、これによる高付加価値化・業務効率化・コスト削減等）③他企業のための農業分野での障がい者雇用促進（職域開拓・作業分解・事業立案等にかかるノウ

ハウの蓄積や普及等) などに取り組んでいく予定である。

2. 株式会社A社の展望

A社は、①今後ともより多くの遊休地・耕作放棄地を復活させ、②障がい者雇用を実現し、③地域の農業を守り・育て、④安全な農作物を提供していくことを目指している。そのためには販売ルートの確保と地域との連携・交流がより重要となるであろう。また、水耕栽培等の植物工場だけではなく、一般的な露地物等、地域の農産物生産にも取り組んでいくことが望まれる。

3. まとめ

ひなりの取組みは、植物工場ではない露地物の生産が中心であることから、企業が地域の農家等と結びつき、地域の多様な農産物生産に参入していくことが可能となるモデルである。

A社の取組みは、植物工場であることから、農業生産の経験がなくても企業にとっても障がい者にとっても取り組みやすいモデルである。

これらの取組みにみられるように、都市の資金および販売ルートを活用することで、離れた場所にある農村地域の農地管理、農業の担い手の創出、地域産業の活性化、障がい者を含めた雇用の創出を実現することが可能となる。これは都市地域と農村地域を結ぶ「農」を核とした連携モデル、新たな障がい者雇用のビジネスモデルであり、新たな農業のビジネスモデルといえよう。

都市地域では比較的軽度の障がい者雇用がすすみ（障害者法定雇用率は未達成であるものの）、雇用しやすい障がい者を確保することが難しくなりつつあるが、農山村地域では軽度の障がい者を含め、障がい者全体の働く場

はまだまだ少ない。農村地域では、農業および農地管理の担い手が不足し、農業への投資資金を集めることは容易ではない。この2つの事例は、こうした課題を解決できる新たなビジネスモデルである。

農地法の改正により、企業はもとよりJAによる農業生産への参入はしやすくなっている。JAも農村地域における直接の農地管理や障がい者雇用に取り組むことが望まれる。また、必要に応じてこうした企業とも協力することで、これまで以上に地域農業や地域経済の活性化に貢献できるのではなかろうか。

さらに、こうした取組みは、主な販売先となる都市地域や農村地域の生協やスーパーや外食産業等とも連携することで、より安定した農業生産の実現とより多様な農業の担い手の創出（より多くの障がい者雇用の実現）にも役立つであろう。